

建設工事等の前払金保証及び契約保証の電子化について (お知らせ)

令和 7 年 10 月 1 日以降に契約する建設工事及び建設工事に係る設計・調査・測量業務における前払金保証、中間前払金保証及び契約保証について、電子証書の取扱いを開始します。

1 対象となる保証証書

保証の種別	工事	委託	保証事業会社※
前払金保証	○	○	前払金保証書
中間前払金保証	○	—	中間前払金保証書
契約保証	○	—	契約保証書

※**電子化は保証事業会社（東日本建設業保証株式会社）が発行する保証証書のみが対象**です。金融機関の「保証書」や保険会社の「公共工事履行保証証券」「履行保証保険証券」は、これまでとおり紙の証書や証券（原本）での提出が必要です。

2 対象となる契約

令和 7 年 10 月 1 日以降に契約する建設工事及び建設工事に係る設計・調査・測量業務を対象とします。

3 電子証書の提出方法

保証契約締結後、保証機関から発行された PDF ファイル（保証契約番号及び認証キーが記載されたもの）を電子メールにて契約検査係まで提出してください。

前払金及び中間前払金の請求については、電子証書を含む以下の 3 つの書類を電子メールにて提出可能です。

- ①保証事業会社が発行した PDF ファイル ②契約書（写）
③建設工事等前払金（中間前払金）請求書※

※押印したものを PDF ファイルに変換してご提出ください

4 備考

- ・電子証書の申込等の発行手続きにつきましては、保証事業会社にご確認ください。
- ・提出先のメールアドレスは契約検査係 (keiyaku@city.honjo.lg.jp) となります。
- ・引き続き、紙での保証証書の提出も可能です。

電子メールによる電子証書の提出にあたっての留意事項

○電子メール送信時の留意事項

- ・提出先のアドレス

保証事業会社から発行された PDF ファイルを提出する前に、企画財政部財政課契約検査係のアドレスを確認してください。

- ・メールの件名等

メールの件名には以下の 2 点を入れてください。

- ①受注者名称
- ②保証の種別（契約保証・前払金保証・中間前払金保証）
例）【〇〇〇建設(株)】前払金保証について

また、メール本文中には以下の 2 点を記載してください。

- ①工事（業務）名称
- ②担当者氏名・連絡先